

学校経営のポイント

平成 18 年度を送るにあたっての“ふり返し”

若井 彌一

ニーズがあれば、それに応えて新しい取組みをする。どの領域・分野であれ、ニーズがなければ、どんなに立派な趣旨や理念を掲げて新しいことをやっても長続きはしない。最近、教師の「授業力」を向上・強化させるという趣旨の「塾」とか「セミナー」の試みが、ときどき報道対象となっている。

進学塾が“教師力養成塾”

最近、「先生も塾へ 生徒の気持ちのひきつけ方を講座」(asahi.com, 3月17日)という情報(記事)に接した。この種の講座は、今回が初めての試みではないから、とくに目新しいというのではないが、比較的名の知れている進学塾(早稲田アカデミー:本社・東京)が乗り出したということで、新聞社も目をつけたものであろう。

この「教師力養成塾」は、「教科の内容ではなく、声のかけ方から目線の合わせ方まで、生徒の気持ちをどうひきつけてやる気を引き出すかがテーマ」であるという。

制度的に考えれば、現役教員らは“痩せても枯れても”大学等で教職課程(通称)の諸科目を履修して教育職員免許状を授与され、教員採用選考試験に合格し、採用され(合格通知 名簿登載通知を受けたとしても、全員が採用されているわけではない)、現に教員として勤務している人々である。

民間の進学塾に勤務する人々が、「法律に定める学校の教員」(教育基本法第9条第1項)の崇高な使命感や研究と修養の一端を学ぶために、学校開放講座等に出向いて力をつけるというのが道理にかなっているようにも思われるが、実態はどうもそうではないということか。

いわゆる「指導力不足」教員に対する特別の措置

について、地方教育行政法第47条の2で定められたのが平成13年のことであったが(6月20日、一部改正法の公布)、これに対応する授業改善の取組みは、全国的にどのように進められているのか、考えさせられる。

大学ではFDの取組みが花盛り

小・中学校等の教員に対して厳しい要求が突きつけられているだけではない。大学等教員には、FD(Faculty Development)と称する教育力向上の取組みが求められており、数年後には、授業研修が全大学教員に義務づけられる可能性が強いことが報道された(『毎日新聞』平成18年10月24日)。驚きをもってこの報道を読んだ大学教員も少なくないはずである。

どのようにすれば学生のやる気を起こさせることができるか、が最も基本的な課題とされている。そのこと自体は当然であるのだが、じつは、この課題は、最近の教育改革論議のなかで、とくに声高に叫ばれているものではあるけれども、教育史的に見れば、じつに古くて新しい問題である。

ということは、あれこれのもっともらしい思いつきに近い指導方法・授業論と、それに基づく教育実践ですべてが解決するというほど簡単な課題ではないということである。

一人ひとりの教師が、静かに今年度の授業実践をふり返し、自分の取組みの長所は継続し、足りないところは修正したり補強したりするという、新年度に向けての、専門職として当然の備えを心がけたい。自戒を忘れずに。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校校長併任)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●好評発売中! ● 最新刊 坂田 仰(日本女子大学)【解説】A5判130頁・定価1260円 教育開発研究所

『新教育基本法 〈全文と解説〉』

上越教育大学附属小学校【著】B5判215頁・定価2520円

★好評発売中! 『関係力~「子どもが生きる学力」への挑戦~』